

栃木市監査委員告示第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定による工事監査を、栃木市監査基準に準拠して実施したので、同条第9項の規定に基づき、結果の報告を次のとおり公表します。

令和4年1月31日

栃木市監査委員 藤 沼 康 雄

栃木市監査委員 入 野 登志子

1 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づく工事監査

2 監査の期間

令和3年10月7日から令和4年1月27日まで

3 監査の対象

栃木インター西産業団地 実施設計業務委託

4 監査の主な着眼点

(1) 計画

- ・上位計画との整合性があるか。
- ・事業決定の手続きは適正に行われているか。

(2) 設計

- ・事業目的及び法令等に適合しているか。
- ・基本設計との整合性があるか。
- ・仕様書、図面及び設計内訳書等の設計図書は的確に作成されているか。また、適正に整備されているか。

(3) 積算

- ・積算基準、積算資料等の整備状況及びその運用は適切に行われているか。
- ・歩掛、単価は適正か。また、数量、金額は正確であり、その算出根拠は明確か。

(4) 契約

- ・業者選定方法及び契約手続は適正に行われているか。

5 監査の実施内容

計画、設計、積算、契約等の各段階において技術面から専門的な検証を実施するため、調査及び報告に関する業務委託契約を行い、技術士の派遣を依頼した。

(1) 事前調査

対象事業における計画、設計、積算、契約等の各段階における資料及び関連書類を選任された技術士あてに提出した。また、その後技術士から送付された質問書に対し、回答書を提出した。

(2) 本監査

監査対象の課から提出された資料及び事前質問への回答書に基づき、監査委員の立会いのもと、技術士が関係職員から説明を徴取し、質問を行った。また、施工計画地の視察を行い、後日技術士からそれらの報告を受ける方法により実施した。

実施日：令和3年12月17日

6 監査の結果

(1) 総括

1 から 5 に記載したとおり工事監査を実施した限りにおいて、計画、設計、積算、契約等は、おおむね適正に行われていると認められた。

(2) 指摘事項

重要な点において、指摘に該当する事項は見られなかった。

(3) 指導事項

重要な点において、指導に該当する事項は見られなかった。

(4) 要望

技術士の所見によると、当産業団地と周辺住民とのより深い親和を図ることを目的として、産業団地内で生産・製造された新鮮で安価な商品を地域住民や来場者に販売できるような配慮をすること、IT技術を利用した企業案内や生産活動の情報発信をすること、市の木・花などを使った植樹計画や公園整備のほか、住民参加によるコミュニティ形成に繋がる活動について検討することの提言があった。

また、景観計画についても、良好な景観形成及び防災上の観点から、公園緑地や調整池の修景に配慮すること、調整池の湛水機能以外の多目的利用、企業の敷地内緑化、電柱の地中化に取り組む必要性があることについて提言があった。

本市総合計画の基本構想において、栃木インターチェンジ周辺は今後の市の雇用創出を牽引する役割を担うことが見込まれており、本事業を実施するうえで、地域住民の意見を取り入れることはもとより、広く市民への周知を図ることも必要であると考えらる。

また、本事業及び施工完了後は、立地環境を活かした物流拠点地区として企業誘致を進め、地域産業の活性化と新たな雇用創出による経済効果を得ることはもちろんのこと、技術士からの貴重

な提言を活かし、進出企業と住民との交流の場を設けるなど、親しみのある魅力的な産業団地へと発展することを期待する。